

## りんくう国際物流(株)(RIL)の民事再生手続開始申立てについて

## 【RILの現況】

関係者の支援がなければRILの経営継続は困難（過大な債務の整理が必要）

- （理由） ○ 平成17年度以降黒字を計上しているが、事業自体はOTKの支援で成り立っている  
 ← 再建支援協定締結後（H13.10以降）のOTKの持ち出しが20億円超（累計）
- 平成22年度末借入金残高も約84億円と依然として多額（借入金償還まで30年程度必要）
- 借入金償還・利息支払のため内部留保がなく、将来の施設の大規模補修等にも対応できない状態。

## 【OTKの判断】

再建支援協定の更新は受け入れがたい

- （理由） ○ 再建支援協定締結の際に、RILが策定した「経営改善計画」での経営改善目標である平成23年度からの自立経営の実現が困難
- 再建支援協定の更新はOTKにさらなる負担（資金流出）を生じさせ、RILへの支援をいつまでも続けることは経営判断として妥当ではない。



## 【今後の対応】

RILとしては、OTKの判断を受け、過大な債務を整理するため、第三者への施設譲渡を前提とする民事再生手続を選択

## 【これに対する府の判断】

- 1 OTKの経営判断を尊重。
  - 2 RILの民事再生手続開始申立てはやむなし。
  - 3 府貸付金の毀損はやむなし。
- 民事再生によるOTKの株式価値の向上  
 ⇒ 株主である府の財産価値の向上
- 過大な借入金負担さえなければ事業を再生し、新たな民間の自立的運営を確保することが可能  
 ⇒ りんくうタウンの活性化
- ※ なお、民間物流施設の立地などりんくうタウンの早期まちづくりの促進という府貸付金の当初目的は達成

（府貸付金の経緯）

- りんくうタウンへの立地促進のための先導的施設として、早期開業を図るなど公共的目的のために貸付け  
 ⇒ 貸付当初（H7・8）から担保設定せず  
 ⇒ 仮に、再建支援協定が更新されたとしても、金融機関の弁済が完了するまで、少なくとも今後20年以上は償還を受けられない。